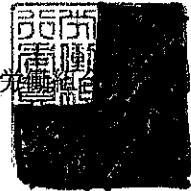


2019年4月26日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校給食調理員労働組合

執行委員長 塩見



現業統一闘争に関する要求書

日頃、大阪市における学校給食事業並びに、給食調理員の勤務労働条件改善に努力されている貴教育委員会に敬意を表します。

昨年は大阪北部を震源とする地震、西日本集中豪雨さらには大阪を直撃する台風など大規模な災害が頻発し学校現場が避難場所となっていたことは周知の事実であります。あらためて災害時における危機管理マニュアルを明日の備えとして実効性のあるものと認識し体制を整えることが大阪市の責任と考えます。労働安全衛生については、この間給食室での熱中症予防対策として大阪市内全校にスポットクーラーを設置されました。しかし完全な予防対策とは言い難く学給労が望むものは給食室の空調設備の完備です。現場で働く職員が健康であってこそ「安全で安心な給食」を提供できます。職員の環境安全管理を重要な位置づけとして臨めるような体制づくりを市教委に求めます。

学校現場は、校長以下きわめて職種的な上下関係の強い組織形態をもっています。現場での作業、書類作成等、調理員の作業量は繁忙を極めています。なお一層の管理職の学校給食に対しての理解が重要です。本年9月には中学校給食が全校で実施されます。子校・親校の連携、協力体制作りを市教委に求めます。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会としての誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。
2. 地公労法上の団体交渉権、労働協約締結権を遵守し、賃金・勤務労働条件の変更については、事前に協議し、誠実な団体交渉により決定すること。また、質の高い公共サービスを安定的に提供するという観点、さらには、公営企業法上の「職員の給与は、その職務に必要とされる技能・職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならない」という観点からも、職責に応じた賃金水準を確保し、単純に民間類似職種と比較されるべきものではないことから、現業職員のみを対象とした賃金削減は行わないこと。
3. 格付基準（臨時期間・前歴の格付通算を含む）の改善を図るとともに昇格枠の拡大を図ること。特に、技能労務職2級昇格条件の改善を図ること。

4. 地域手当は本給繰り入れを基本に改善を図ること。
5. 「職員基本条例」に基づく相対評価による給与反映は即時廃止すること。また、人事評価結果の昇給制度への活用は、給与制度改革の実施に伴い、評価結果が昇給に反映され組合員が多数存在することも踏まえ、慎重に検討を行い十分な交渉・合意により改善を図ること。
6. すべての公務災害・職業病を一掃するという強い決意をもって労働基準法・労働安全法を遵守し、労働安全衛生管理体制の強化・充実をはかること。
7. 給食が安全に提供でき、また児童生徒が安心して喫食できるよう安全衛生管理体制の一層の充実をはかること。また、老朽化した給食室の改修・改築を計画的に行うとともに、職場の環境改善・整備を図ること。
8. 業務、労働実態に見合う人員配置と要員の確保を行うこと。また、年度途中の退職等に伴う欠員の補充は正規職員で対応すること。給食調理技術の継承を図るためにも新規採用を行うこと。
9. 労使関係については、法令を遵守し「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。
10. 近年多発している大規模災害の現状を踏まえ、学校施設が避難所となることから避難所施設の運営、住民に対しての炊き出しなど、災害時における自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、近隣自治体を含めた災害発生時における職員の参集基準や労働条件などは労使による協議を行い、早期の復旧・復興が可能となる体制を確立し研修訓練を行うこと。
11. 学校給食調理員に対するあらゆる差別を撤廃すること。

以上